令和７年11月28日

山陽小野田市議会
議長　　髙松　秀樹　様

要請者　山陽小野田市日の出３－１１－２１
山口県建設労働組合（建設山[redacted]
小野田支部　支部長　竹本[redacted]

山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の予算の拡大と助成金の増額を求める要請書

山陽小野田市におかれましては、日頃より建設山口小野田支部に対するご理解とご配慮を賜りまして深く感謝を申し上げます。

さて、建設山口小野田支部は住環境やインフラ整備、建設職人の組合であり建設産業の健全な発展、建設職人の賃金・労働条件の向上と安定雇用の実現を目指して日々活動を行っております。

また、令和７年度は助成総額を１千万円から１千２百万円と増額していただき誠にありがとうございます。貴市の住宅リフォーム資金助成事業は、我々地元建設工事関係に携わる者としていつも感謝しています。

貴市が住宅リフォーム資金助成事業を県下で初めて制度として創設して頂いた事は、地域住民の住宅の質の向上につながり、我々地元の建設工事関係者や地域経済にも大きな効力を発揮したものと思います。

最近の物価高騰における建築資材や燃料の高騰、建設職人の賃金の上昇もあり建築費の負担は大きくなっています。より多くの市民の皆さまに安心して暮らせる住環境を整えていただき、建設職人の労働環境を守るためにも下記の項目を実現されますよう、要請いたします。

記

１．住宅リフォーム資金助成事業の総額を１千２百万円から１千５百万円に拡大してください。
２．１件当たりの助成金の上限額を１０万円に引上げしてください。
３．申請受付期間を延長してください。

以上

山陽小野田市議会事務局
受付
7.11.28
1130

令和７年度

県下自治体要請行動 資料

（1）地域建設産業の再生に係る要請 関係

○公契約条例関係・・・・・・・・・・・・（Ｐ１）

○令和６年度賃金調査・・・・・・・・・・（Ｐ２～Ｐ３）

○Ｈ２７～Ｒ６年度賃金調査（公共工事関係）　（Ｐ４～Ｐ５）

○第３次担い手３法の改正　（Ｐ６）

（2）住宅リフォーム助成制度 関係

○山口県内年度別実施状況・・・・・・・（Ｐ７）

○令和７年度　自治体別実施状況・・・・（Ｐ８）

◇チラシ3種類

① 賃 金 関 係

○「賃金 UP めざそう」　＊建設山口作成

○「建設職人の活躍には賃上げが必要です」　＊全建総連作成

③ 社会保険加入対関係

○「指摘を受けたら組合事務所へ相談を」　＊建設山口作成

公契約条例一覧表（類型別）

類型	都道府県	自治体名	公布日	施行日（※改正）	審議会設置	全建総連委員
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	2014/9/17	2015年4月	○	◎複数
	埼玉県	越谷市	2016/12/22	2017年4月	○	○
	千葉県	野田市	2009/9/30	2010年2月	○	○
	千葉県	我孫子市	2015/3/24	2015年10月	○	○
	東京都	千代田区	2014/3/20	2014年10月	○	○
	東京都	新宿区	2019/6/21	2019年10月	○	○
	東京都	目黒区	2017/12/7	2018年10月	○	○
	東京都	世田谷区	2014/9/30	2015年4月	○	○
	東京都	渋谷区	2012/6/22	2013年1月	○	○
	東京都	足立区	2013/9/30	2014年4月	○	○
	東京都	杉並区	2020/3/16	2020年8月	○	○
	東京都	江戸川区	2021/6/22	2021年10月	○	○
	東京都	中野区	2022/3/28	2022年4月	○	○
	東京都	北区	2022/6/21	2023年7月	○	○
	東京都	墨田区	2023/9/27	2024年4月	○	○
	東京都	台東区	2024/1/10	2024年4月	○	○
	東京都	文京区	2024/6/27	2024年7月（一部）	○	
	東京都	日野市	2018/3/31	2018年10月	○	◎複数
	東京都	国分寺市	2012/6/28	2012年12月	○	○
	東京都	多摩市	2011/12/22	2012年4月	○	○
	神奈川県	川崎市	2010/12/21	2011年4月	○	○
	神奈川県	相模原市	2011/12/26	2012年4月	○	○
	神奈川県	厚木市	2012/12/25	2013年4月	○	○
	愛知県	豊橋市	2015/12/17	2016年4月	○	
	愛知県	豊川市	2018/9/27	2019年2月	○	
	愛知県	みよし市	2023/12/20	2024年2月	○	
	三重県	津市	2017/12/21	※2022年12月	○	○
	兵庫県	三木市	2014/3/31	2014年7月	○	○
	兵庫県	加西市	2015/3/25	2015年9月	○	○
	兵庫県	加東市	2015/7/1	2015年10月	○	○
	高知県	高知市	2014/9/26	2015年10月	○	○
	福岡県	直方市	2013/12/20	2014年4月	○	○
	9都県	32			32	30
公契約の総則的事項を規定（賃金条項なし）	北海道	旭川市	2016/12/13	2016年12月	意見聴収	
	青森県	八戸市	2020/9/24	2021年4月		
	青森県	おいらせ町	2021/9/13	2022年4月		
	岩手県		2015/3/27	2016年4月	○	
	岩手県	花巻市	2017/12/7	2018年4月		
	岩手県	北上市	2018/12/21	2019年4月		
	秋田県	秋田市	2013/3/21	2014年4月		
	秋田県	由利本荘市	2017/12/22	2018年4月	意見聴収	
	秋田県	にかほ市	2023/3/22	2023年4月	意見聴収	
	山形県		2008/7/18	2008年7月	（評議委）	
	福島県	郡山市	2016/12/21	2017年4月	○	○
	群馬県	前橋市	2013/3/29	2013年10月		
	群馬県	玉村町	2023/3/20	2023年4月		
	東京都	葛飾区	2021/3/26	2021年4月		
	石川県	加賀市	2016/3/22	2016年7月	意見聴収	
	長野県		2014/3/20	2014年4月	○	○
	長野県	長野市	2020/12/25	2021年4月	協議の場	
		松本市	2023/6/30	2023年7月	○	○
	静岡県		2021/3/17	2021年3月		
	岐阜県		2015/3/24	2015年4月	意見聴収	
	岐阜県	大垣市	2016/3/24	2016年4月	意見聴収	
	岐阜県	高山市	2017/12/21	2018年4月	意見聴収	
	岐阜県	岐阜市	2020/3/30	2020年4月	意見聴収	
	岐阜県	飛騨市	2021/3/22	2021年4月	意見聴収	
	愛知県		2016/3/29	2016年4月	協議の場	
	愛知県	碧南市	2017/3/25	2017年7月		
	愛知県	大府市	2018/3/27	2018年4月		
	愛知県	尾張旭市	2017/12/25	2018年4月	意見聴収	
	愛知県	田原市	2018/12/20	2019年4月		
	愛知県	豊明市	2020/2/1	2020年2月		
	愛知県	西尾市	2020/3/26	2020年4月		
	愛知県	東郷町	2020/3/24	2020年4月	意見聴収	
	愛知県	岡崎市	2019/12/23	2020年4月	協議の場	
	愛知県	瀬戸市	2021/6/25	2021年10月	意見聴収	
	愛知県	日進市	2021/9/30	2022年3月	意見聴収	
	愛知県	長久手市	2021/10/7	2022年3月	意見聴収	
	愛知県	幸田町	2021/12/17	2022年4月	意見聴収	
	愛知県	豊田市	2021/12/28	2022年4月		
	愛知県	知立市	2022/4/1	2022年4月		
	愛知県	蒲郡市	2023/3/23	2023年7月	意見聴収	
	愛知県	高浜市	2023/3/24	2023年4月		
	愛知県	常滑市	2023/3/31	2023年4月		
	三重県	四日市市	2014/10/6	2015年1月	○	○
	滋賀県		2021/10/15	2022年4月	○	
	京都府	京都市	2015/11/11	2015年11月	（審査委員会）	
	京都府	向日市	2018/3/23	2018年4月		
	兵庫県	尼崎市	2016/10/21	2016年10月		
	兵庫県	丹波篠山市	2018/12/26	2019年4月	○	
	奈良県		2014/7/10	2015年4月	○	
	奈良県	大和郡山市	2014/12/18	2015年4月	○	
	和歌山県	湯浅町	2017/3/30	2017年3月		
	広島県	庄原市	2018/12/28	2019年4月	意見聴収	
	香川県	丸亀市	2016/3/29	2016年4月		
	熊本県		2022/10/12	2023年4月	意見聴収	
	沖縄県		2018/3/28	2018年4月	（契約審議会）	
		那覇市	2020/3/26	2021年4月	○	
	23都道府県	56				4

◆令和6年度・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間請で働く人	計	回収率%	H6.3月末組合員数
阿東	4	24	18	46	75.4%	61
岩国	316	500	882	1,698	94.4%	1,799
宇部	304	619	480	1,403	85.8%	1,635
小野田	100	189	190	479	92.5%	518
吉南	164	342	327	833	80.4%	1,036
下松	284	419	776	1,479	97.0%	1,524
熊毛南	45	65	87	197	86.4%	228
下関	181	510	206	897	86.6%	1,036
徳山	113	281	297	691	97.7%	707
豊浦	39	93	64	196	96.1%	204
長門	37	91	29	157	91.3%	172
萩	30	85	41	156	86.7%	180
光	28	83	42	153	65.1%	235
防府	141	295	268	704	74.7%	942
美祢	24	68	50	142	90.4%	157
山口	199	384	423	1,006	82.7%	1,217
柳井	66	96	109	271	61.3%	442
計	2,075	4,144	4,289	10,508	86.9%	12,093

◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり10,508枚でした。回収枚数は5年連続して10,000枚を超えました。令和6年度賃金実態（全職種平均）は、事業主の支払い賃金が昨年より221円増の15,038円、一人親方の受取賃金が539円増の17,761円、常用・手間請で働く人の受取賃金が44円増の12,943円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額（全職種）は15,917円。昨年と比較すると497円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が972人、下がった54人、変わらない2,923人。一人親方については、上がったと答えたものが210人、変わらない3,463人、下がったと答えた方が267人。事業主については、上がった（上げた）677人、変わらない（すえおいた）1,231人、下がった（下げた）が7人となりました。

◎年収（ボーナス・手当て等を含めた総額）の全職種平均額は、一人親方が485万円（昨年462万円）、常用・手間請で働く人が396万円（昨年391万円）という結果になりました。

◎土曜休日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の67%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主134人、一人親方人467人、常用・手間請で働く人657人もの人が「建設業退職金共済制度（建退共）を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は38%、一人親方の方で、健康保険料・国民年金保険料等に係る経費を請求している方は31%となりました。しかし、公共工事設計労務単価は12年連続して引き上がっているものの、公共工事に携わった人への調査では、「賃金は変わらない」と回答した方が2,118人（87%）となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。また、建設キャリアアップシステムの技能者登録は2,237人（21.3%）が「登録した」と回答しています。

◆令和6年度 賃金アンケート集約数の内訳

（単位／人）

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間請で働く人	計
10,508	243	1,080	274	1,597	1,822	3,032	3,956	8,810	10	32	59	101

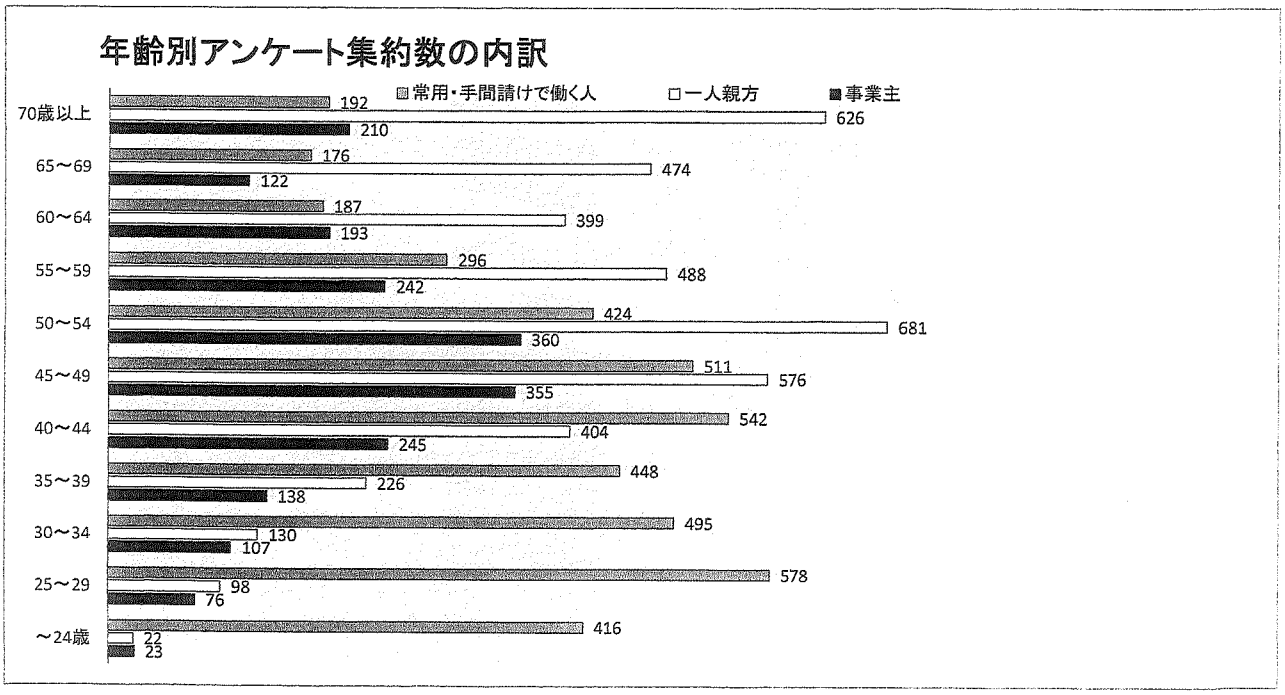

◆賃金実態（全職種平均）

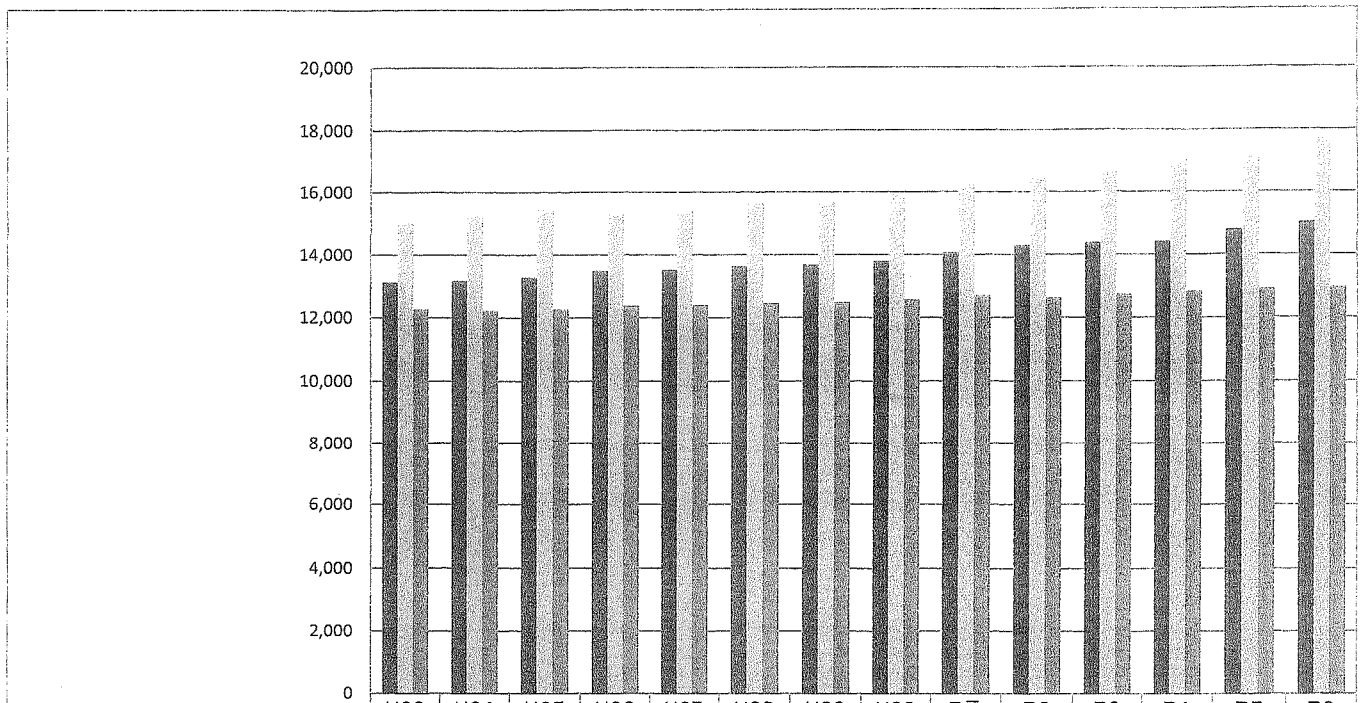

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
事業主の支払い賃金	13,123	13,171	13,280	13,492	13,517	13,633	13,688	13,803	14,074	14,305	14,388	14,429	14,817	15,038
一人親方の受取賃金	15,119	15,257	15,458	15,305	15,408	15,643	15,693	15,933	16,224	16,503	16,762	17,052	17,222	17,761
常用・手間請で働く人の受取賃金	12,261	12,219	12,261	12,365	12,395	12,448	12,474	12,564	12,699	12,627	12,732	12,826	12,899	12,943

◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

単位／円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
建設山口の標準賃金	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	23,000
実賃金	14,403	14,090	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,923	15,101	15,297	15,420	15,917

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均（全職種）

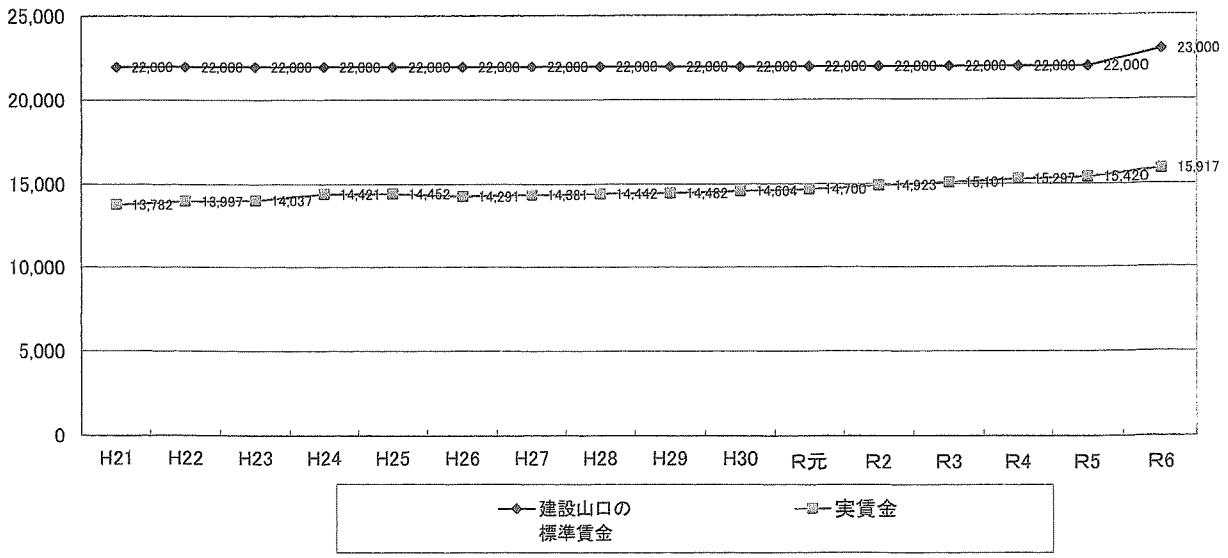

平成 29 年度～令和 6 年度　賃金アンケート

公共工事　賃金調査（建設山口）

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

1. 公共工事(下請を含む)をしましたか？

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R元	1,922	555	28.9%
	R 2	1,999	592	29.6%
	R 3	2,078	620	29.8%
	R 4	2,075	603	29.1%
	R 5	2,072	585	28.2%
	R 6	2,075	641	30.8%
② 一人親方	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R元	4,308	795	18.5%
	R 2	4,295	813	18.9%
	R 3	4,263	750	17.6%
	R 4	4,386	750	17.1%
	R 5	4,244	801	18.9%
	R 6	4,144	773	18.7%
③ 常用・手間請で働く人	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R元	3,649	1,082	29.7%
	R 2	3,799	1,003	26.4.%
	R 3	3,896	1,073	27.5.%
	R 4	4,086	1,146	28.0.%
	R 5	4,230	1,161	27.4%
	R 6	4,289	1,165	27.2%
計	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R元	9,879	2,432	24.6%
	R 2	10,093	2,408	23.9%
	R 3	10,237	2,443	23.9%
	R 4	10,547	2,499	23.7%
	R 5	10,546	2,547	24.2%
	R6	10,508	2,579	24.5%

組合員の2,500人以上が公共工事に従事（1日も含む）

2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H29	52 (10%)	25(5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30(6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18(4%)	427(84%)	
	R2	57 (11%)	25(5%)	446(84%)	
	R3	47 (9%)	18(3%)	476(88%)	
	R4	41 (8%)	19(3%)	488(89%)	
	R5	64 (12%)	20(4%)	445(84%)	
	R6	70 (12%)	12(2%)	497(86%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H29	34 (4%)	29(4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26(3%)	695(92%)	
	R 元	37 (5%)	23(3%)	696(92%)	
	R 2	45 (6%)	39(5%)	687(89%)	
	R 3	37 (5%)	47(7%)	620(88%)	
	R 4	25 (3%)	34(5%)	680(92%)	
	R 5	58 (7%)	33(4%)	680(89%)	
	R 6	56 (7%)	37(5%)	660(88%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H29	77 (8%)	22(2%)	880(90%)	
	H30	105(10%)	18(2%)	881(88%)	
	R 元	119 (10%)	7(1%)	909(88%)	
	R 2	96 (10%)	17(2%)	838(88%)	
	R 3	145 (14%)	18(2%)	850(84%)	
	R 4	120 (11%)	44(4%)	904(85%)	
	R 5	107 (10%)	26(4%)	951(86%)	
	R 6	137 (12%)	13(1%)	961(87%)	

公共工事設計労務単価は12年連続引き上がっているものの2,118人（87%）が単価は変わらずと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H29	186 (8%)	76(3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74(3%)	1,995(88%)	
	R 元	216 (9%)	48(2%)	2,032(89%)	
	R 2	198 (9%)	81(3%)	1,971(88%)	
	R 3	229 (10%)	83(4%)	1,946(86%)	
	R 4	186 (8%)	97(4%)	2,072(88%)	
	R 5	229 (10%)	79(3%)	2,076(87%)	
	R 6	263 (11%)	62(3%)	2,118(87%)	

01 第３次・担い手３法の改正

地域建設業の持続可能性と役割発揮のために

担い手３法とは

◆建設業法【1949年制定（閣法）】

（目的）
第1条この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

◆公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）2000年制定閣法

（目的）
第1条この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）【2005年制定（議員立法）】

（目的）
第1条この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

01 建設業に新ルールが導入

担い手３法「建設業法」「入契法」「品確法」が改正

2024年6月7日、参議院本会議において、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」の改正法が全会一致で可決・成立しました。また、衆参両院において、全建総連の意見が反映された附帯決議が全会一致で採択されました。「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」も翌週には可決・成立

【改正のポイント】
①労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
②中央建設業審議会が標準労務費を作成・勧告 POINT!!
③著しく低い労務費や著しく短い工期による見積り見積り依頼の禁止
④原価割れ契約の禁止を受発注者の双方に導入
⑤公共・民間工事のいずれにも適用、下請契約も含めて対象 POINT!!

【付帯決議】
建設キャリアアップシステム（CCUS）のさらなる活用 POINT!!

※全建総連として63年振りに、衆・参議員の参考人に招致。
※仕組みとしては、全建総連が運動を進めている「公契約法・条例」と同様の考え方が示されており、賃金原資となる労務費の削減等によるダンピングを防止し、適正な現場従事者の賃金・単価を確保、下支えするために有効な方策
※建設業法に明文化されている「労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価」についてCCUSが示された。これにより、**CCUSの活用促進が技能者の処遇改善と連動させるための布石が打たれたことに**

衆参両委員会での参考人招致

山口県内「住宅リフォーム助成制度」 年度別状況

（1）令和６年度　創設自治体・・・８市１町

○宇部市　○山陽小野田市　○美祢市　○山口市
○萩市　○長門市　○防府市　●光市　○阿武町

（2）年度別創設状況・・・・・・下記のとおり

△・・請願採択　▲・・陳情採択　●・・別制度

自治体	担当支部	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
下関市	下関									コロナ対策				
	豊浦		○	○	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—
宇部市	宇部	○	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	吉南													
	阿東													
萩市	萩	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○
長門市	長門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下松市	下松	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
光市	光	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩国市	岩国	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南													
上関町	柳井													
平生町	熊毛南	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和木町	岩国													
制度創設自治体数		12市2町	10市3町	8市2町	7市1町	6市1町	7市1町	8市1町	7市1町	9市1町	8市1町	8市1町	8市1町	8市1町

＊光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度（複層ガラス・二重サッシ等へ補助）

令和7年度　山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体　8市1町

■令和7年度予算総額（2億 4,250万円）

（4月本部把握分）

	市　町	募　集　期　間 （助成割合等）	予 算 額	担当課連絡先
1	宇部市	5月12日～12月26日　※予算の範囲内（先着順） ※健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事、感震機能内蔵型分電盤への取替工事 （工事費の20%、上限は15万円。感震機能内蔵型分電盤への取替は一律3万円）	3,000万円	宇部市都市政策部住宅政策課 TEL0836-34-8252
2	長門市	4月8日～11月25日　※予算の範囲内（先着順） （工事費の20%・上限は10万円、市産木材使用で加算・上限10万円、 子育て世帯加算・上限10万、断熱改修工事は加算・上限10万円）	**（地域商品券）** 1,600万円	長門市建設部建築住宅課 TEL0837-23-1186
3	山口市	5月7日～10月31日　※予算の範囲内（先着順） （紙商品券の場合：工事費の10%上限は5万円、デジタル商品券の場合：工事費の10%上限は10万円）	**（地域商品券）** 1億2,100万円	山口市ふるさと産業振興課 TEL083-934-2719
4	防府市	4月21日～予算の範囲内（先着順） ※エコライフ住宅推進事業（①省エネ設備導入②断熱改修③木材使用リフォーム（10㎡以上使用）は工事費の10%、上限10万円、④木材使用リフォーム（③のうち山口県産材70%以上使用）は工事費の20%、上限20万円	**（地域商品券）** 5,000万円	防府市商工振興課商工振興係 TEL0835-25-2147
5	光　市	エコスタイルサポート補助事業 5月上旬から受付予定 ※LED照明設備、宅配ボックスに限定	300万円	光市環境政策課環境政策係 TEL0833-72-1465
6	美祢市	6月10日～　※予算範囲内（先着順） ・一般型リフォーム（30万以上の工事費の10%、上限は10万円） ・バリアフリー型リフォーム（10万以上の工事費の20%、上限は10万円）	**（地域商品券及び農産品等）** 250万円	美祢市観光商工部商工労働課 TEL0837-52-5224
7	山陽小野田市	4月1日～1月30日　※予算の範囲内（先着順） （工事費の10%、上限は7万円）	1,200万円	山陽小野田市建築住宅課 TEL0836-82-1166
8	萩市	4月1日～1月30日まで　※予算の範囲内（先着順） （工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世代同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限30万円ただし内装等の仕上げに地域産材を10平方メートル以上使用すること） （萩地域産木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して加算上限10万円） ※加算後の上限補助率は30%、上限50万円	700万円	萩市建築課指導・審査係 TEL0838-25-3693
9	阿武町	4月1日～12月20日※予算の範囲内（先着順） （工事費の10%上限は10万円）	100万円	阿武町土木建築課 TEL08388-2-3112

※光市のエコスタイルサポート補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。
　・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。
　・萩市は、3年の間を空ければ再び利用可。
　・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。
　・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。
　・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく１軒の住宅につき１度限りの利用。

～ 参　考 ～

平成30年度・・・・	県下全体予算総額	2億7,300万円
令和元年度・・・・	県下全体予算総額	2億4,150万円
令和2年度・・・・	県下全体予算総額	2億4,200万円
令和3年度・・・・	県下全体予算総額	2億6,950万円
令和4年度・・・・	県下全体予算総額	2億9,512万5千円
令和5年度・・・・	県下全体予算総額	4億5,900万円
令和6年度・・・・	県下全体予算総額	2億6,200万円

R7年3月版

事業主　労働者　一人親方

みんなで協力して物価上昇を上回る賃金UPめざそう!!

法定福利費を請求・確保しましょう！
一人親方も相当額を要求しましょう！

民間工事も賃金引き上げに向けた行動を

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図る目的で社会保険加入対策が進んでいます。対策を進めることは労働者の就労環境等を改善する一方、事業者にとっては新たな保険料負担の発生でもあります。その保険料の支払い原資となる「法定福利費」を確保することが重要です。

事業主が負担する社会保険料は発注者から元請・上位企業、下請へと適正に支払われるべき費用です。

法定福利費を適正に受け取るためには、まず見積書の段階から法定福利費を明確にし、上位企業へと提示することが重要です。「標準見積書」を活用し、法定福利費を確保していくことが求められます。

また、一人親方の社会保険料負担は「法定福利費」の内訳明示の対象外ですが、相当額を処遇改善の為に請求・確保する必要があります。

お問い合わせは　建設山口
〒753-0815 山口市維新公園二丁目1番10号
TEL 083-925-2277　FAX 083-925-2808

民間工事も事業主、労働者、一人親方、全体で賃金 引き上げよう

山口県の公共工事設計労務単価です。

山口県の公共工事設計労務単価
（14職種の推移）

職　種	H24年度 4月から	R7年 3月から
大　工	15,100	25,500
左　官	14,000	23,900
とび工	14,800	26,200
型枠工	14,100	25,000
鉄筋工	14,600	26,600
鉄骨工	14,000	24,600
電　工	14,700	24,100
配管工	14,300	23,800
板金工	14,800	25,000
塗装工	13,400	24,400
内装工	15,100	26,700
ガラス工	14,400	24,900
溶接工	14,600	26,600
造園工	14,300	22,100
平　均	14,442	24,957

13年間で1日の労務単価

10,515円

も上昇

この単価の中には労働者負担分の社会保険料が含まれています。

公共工事設計労務単価とは

国や自治体が公共工事の費用を見積もる際に使う一人前の労働者1人当たりの1日（8時間）の労務単価のことです（土木や建設の現場で働く51職種が対象）。

令和7年3月から適用される全国51職種全国平均単価は、24,852円で昨年の単価から6.0%増（全職種の単純平均）となりました。

山口県の14職種（平均）では左表のとおり、令和7年3月から24,957円となり、平成24年度から1日あたり10,515円も引き上げられています。

賃金引上げを目指して

若年入職者の減少や高齢化により、建設労働者の不足が深刻な問題になっています。建設投資の減少と低単価受注のしわよせによって低下した技能労働者の賃金を他産業並みの水準に引き上げることが必要です。

そのため、公共工事では法定福利費相当額を含め、引き上がった単価を請求していくことが求められます。**また、民間工事でも同様に事業主と労働者が協力し、一人親方を含め全体で賃金引き上げに向けた行動が必要となっています。**

社会保険加入推進の取り組みについて

社会保険の加入率が他産業より、大きく劣っている建設業。社会保険未加入の「不良不適格」事業所を現場から排除し、労働者単位でも未加入者を排除する動きが強まっており、国発注工事だけでなく、市町発注工事、そして、民間工事へと拡大されています。

それぞれの方が入るべき社会保険への加入徹底が重要です。今後も建設山口として、必要な取り組みを進めていきます。

物価高騰から仕事と暮らしを守るため

大幅な 建設技能者の 賃上げが必要です

人手が足りない

だから、

目指すは新3K現場！

給料 休日 希望

若者や女性が働きやすい現場をつくるために賃金の引き上げが必要です！

詳しくは 全建総連賃上げサイトにアクセス

皆さんの賛同・ご意見をお願いします

全国建設労働組合総連合（全建総連）

https://www.zenkensoren.org

働き方改革 時間外労働の上限規制などが建設業に全面適用

めざすは「建設業」の 給料 休日 希望

新3K現場

給料を引上げる
能力評価に応じた賃金・労務費、法定福利費等を確保した適正価格・単価で契約

休日増の実現
収入を減らさず適正工期で休日増（週休2日）の早期実現へ

希望が持てる業界へ
建設職人として自分のキャリアパスをえがけるように、就業履歴の蓄積・資格取得、収入増へ

建設技能者の賃金引き上げと担い手確保・育成が必要です

国と建設業団体が、「建設技能者の賃金上昇を目指す」ことで一致しました。しかし、技能者の給料は、現場の稼働日数が収入に直結することが多く（日給月払い制）、賃金引き上げ、週休2日の実現はまだまだ難しい状況です。

若者が安心して長期的に働ける建設現場にしていくために、働き方改革への対応を進め、新3K（給料・休日・希望）を実現し、将来を展望できる持続可能な建設業に変えていかなければなりません。

建設業に新しい取引のルール「第三次・担い手3法が成立」

労働者の適正な賃金支払い・処遇確保が盛り込まれる

建設業法では「事前の見積り・対等な交渉・書面契約・適正価格」を定めています。「受注競争のために労務費を著しく低く抑える行為」は今回の改正で指導・監督の対象になります。

「労務費の基準（標準労務費）」が作成（2025年12月施行予定）され、「労働者の処遇確保」が建設業者の努力義務となりました。標準労務費を確保し、技能労働者への適正な賃金の行き渡りが必要です。

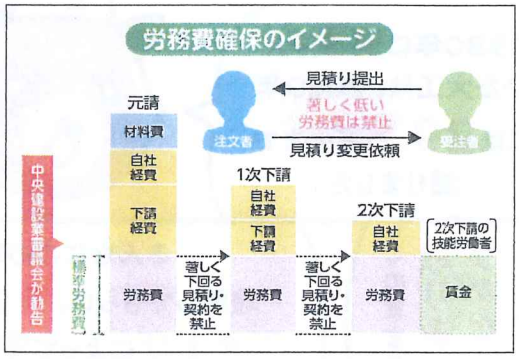

建設キャリアアップシステム

能力評価に応じた賃金を

CCUS

建設業法に明文化された「労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価」については、全建総連が取り組んでいる『建設キャリアアップシステム（CCUS）』のさらなる活用の方向性を示したものです。CCUSレベル別年収を基準とした、見積り作成と書面契約、労務費の確保と賃金の支払い等をしっかりと進めていかなければなりません。

●CCUSレベル別年収の概要（国土交通省公表資料より抜粋）

	レベル1（下位ー中位）	レベル2（中位）	レベル3（中位）	レベル4（中位ー上位）
全国（全分野）（年収）	3,740,000～5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000～8,770,000円

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払を義務付けるものではない

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない

社会保険・法人化等の指摘を受けたら

組合事務所へまず相談を

例1 社会保険（協会けんぽ）に入るよう、言われた・・・

例2 個人事業所から法人事業所にするようにと・・・

例3 一人親方なのに雇用保険に入るようにと・・・

例4 社会保険に入らないと仕事を出さないと・・・

もし元請（上位）事業所に言われたら???

①社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が改訂され、作業員名簿を活用した確認・指導、一人親方の雇用と請負の明確化等が打ち出されています。小規模事業者まで社会保険加入を定着させる取り組みが強化されており、現場で認識不足による誤った指導の増加も懸念されます。

②適切（裏面参照）な加入をしていれば、社会保険（協会けんぽ）に入る必要もなく、法人事業所にもする必要もありません。上記のような指摘を受けましたら、まずは支部事務所へ御相談ください。山口県や各市・町とも確認を取りながら、対応していきます。

《R7年1月版》

建設山口

進めよう適切な社会保険適用

広げよう適正・確実な法定福利費の支払い

人が育つ 明るい
建設産業へ！

法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果、請負金額が通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の規定に違反するおそれがあります。(2016.11.22 政府答弁書)

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

※国交省資料より抜粋

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険（いずれかに加入）	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	●協会けんぽ ●健康保険組合 ●国民健康保険組合（建設国保等） （適用除外承認を受けた場合※2）	厚生年金
法人	―	役員等	―	●協会けんぽ ●健康保険組合 ●国民健康保険組合（建設国保等） （適用除外承認を受けた場合※2）	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	●協会けんぽ ●健康保険組合 ●国民健康保険組合（建設国保等） （適用除外承認を受けた場合※2）	厚生年金
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※1	●国民健康保険 ●国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
個人事業主	―	事業主、一人親方	―	●国民健康保険 ●国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

□：事業主に従業員を加入させる義務があるもの
□：個人で加入するもの

※1　週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。
※2　健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国交省）は、法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。（2017.4.3国交省土地・建設産業局建設市場整備課文書）

その加入、本当に適正？

あなたに必要な保険をもう一度チェックしましょう！

国土交通省　土地・建設産業局　建設業課

建設業フォローアップ相談ダイヤル
TEL. ナビダイヤル 0570-004976
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 10:00-12:00　13:30-17:00　土日祝祭日閉庁日を除く

全国建設労働組合総連合（全建総連）
169-8650　東京都新宿区高田馬場2丁目7-15
TEL:03-3200-6221　FAX:03-3209-0538
E-mail:chingin@zenkensoren.org
http://www.zenkensoren.org

建設山口

詳細は所属の支部へお願いいたします